

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和元年9月19日（木）
- 2 開会日時及び場所
令和元年9月19日（木） 午後1時45分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 令和元年9月19日（木） 午後3時57分
- 4 委員氏名

(1)出席者（13名）

（1番）石川 眞平 （2番）池田 静枝 （3番）中山 博祐 （4番）宇多村史朗
（6番）吉本 典正 （8番）古谷 修造 （9番）光井 憲治 （11番）石田 卓成
（12番）熊安 悦子 （13番）鹿角 清美 （14番）池田 圭介 （15番）原田 道昭
（16番）内田 成男

(2)欠席者（5名）

（5番）井元 均 （7番）木原 伸二 （10番）田村 正信 （17番）三輪 栄一
（18番）藤井 伸昌

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 局長補佐	福谷 英樹
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	益富 綾佳
〃 書記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告第48号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第49号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について
報告第50号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第51号 農地法施行規則該当転用届について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

2番 池田 静枝委員

3番 中山 博祐委員

午後1時45分開会

○事務局 皆さん、ただいまから9月の月例総会を開催いたします。

本日欠席の連絡ありました方は、5番、井元委員、7番、木原委員、10番、田村委員、17番、三輪委員、18番、藤井会長、以上5名でございます。

過半数の委員さんが御出席ですので、会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

議長は本来会長が務めることになっておりますが、本日御欠席ですので、運営規程第3条により、古谷職務代理者に議事進行をお願いいたします。

それでは、古谷職務代理者、よろしくお願いいたします。

○古谷職務代理者 (挨拶)

議事に入ります前に、議事録署名委員の選任をさせていただきますが、2番の池田静枝さん、それから3番の中山博祐委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入りますが、議案第36号について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページをご覧ください。

議案第36号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が6件提出されており、6件とも所有権の移転で、いずれも耕作規模拡大です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古谷職務代理者 それでは、1番の担当委員ですが、これは私でございますので、この席より説明をさせていただきます。

議案第36号の1は、———が———の農地を購入して、耕作規模拡大のため購入をしたいとする所有権移転の申請でございます。

9月15日に、農地の現況確認及び———所有の農機具の確認と併せヒアリングをいたしましたので、この結果について御報告いたします。

なお、この農地の場所は、お手元の資料の1ページに記載がありますが、———の隣接した西側を中心に点在しております。

農地の現況ですが、————、これは畑地ですが、これ以外はヒノヒカリが作付されておりました。

また、この農地はもともと————が所有されていたのですが、大金が要ることになって、仕事仲間の————からお金を借りて、そのときに売却されたようでございます。このとき、————からの条件として、自分は百姓できないが、————に耕作を依頼され、今まで毎年耕作をしてこられたということでございます。このたび、————の御家族は、今、——をやっておられるんですが、農業はされないということで、————が今回買い戻しをされたようです。

なお、農機具倉庫は、————のすぐ東側にあり、営農計画書によっていろいろ確認をしましたがけれども、農機具は記載どおり保管がされていることをチェックさせていただいております。

それでは、第3条の許可基準該当表に基づき検証しましたので、この結果について御報告をいたします。

農地法第3条第2項についてですが、第1号の全部効率利用要件については、————は現在この農地を耕作されており、該当しません。

第2号の農業生産法人要件、それから第3号の信託引き受けによる権利取得についても、いずれも該当しません。

第4号の農作業常時従事要件については、現在この農地を全て耕作されており、該当しません。

第5号の下限面積については、今回分を合わせると1万1,878m²になり、下限面積は超えております。

第6号の作地等の転貸については、今回所有権移転申請でありますので、該当しません。

最後に、第7号の地域との調和要件についてですが、現況と変わらないということで、支障はないものと思います。

また、農地法第3条第3項の許可基準の第1号、第2号、第3号及び農地法第3条第4項については説明を省略いたします。

以上のことから、地元委員としてはこの許可基準は全てクリアしており特に問題ないと判断いたしますが、皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

今、私が説明したことで、何か御質疑等があればお願いします。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。異議なしということでございます。

それでは、御質疑がないようでございますので、早速、採決に入ります。賛成の委員さんの挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ですので、可決承認をされました。

次に、2番ですが、これも私の担当ですので、説明をします。

議案第36号の2は、————、この方は————を今やっておられます。したがって、————のほうへお住まいです。この方の農地を————が購入して、耕作規模拡大のため所有権移転の申請をされるということでございます。

9月15日に、農地の現況確認及び————所有の農機具の確認とヒアリングをいたしましたので、この結果について御報告をいたします。

なお、この農地の場所は、お手元の資料の3ページに記載ありますが、書いてはいないんですが、————という————の所有の家があるわけですが、このすぐ南側100mくらいのところにあります。

この農地は、現在いずれも————が耕作されておられます。現地を確認したところ、————についてはモチ米を作付されておられます。それから————は、既にビニールハウスが建っておりまして、その中で野菜の栽培をされておりました。

今年の8月に————より、今後もう————に永住するので、家と田んぼを手放したいので買ってほしいという相談があったんですが、————の家は直近で家を増築されたということがありまして、家のほうは断られたんですが、農地のみ購入を今回されたということです。

また、農機具については、営農計画書に沿って確認をいたしました。記載のとおり以上の農機具が保管、管理されておりました。

それでは、第3条の許可基準該当表に基づき検証しましたので、この結果について御報告をいたします。

農地法第3条第2項についてですが、第1号の全部効率利用要件については、————は現在この農地をいずれも耕作されており、該当しません。

第2号の農業生産法人要件、それから第3号の信託引き受けによる権利取得についても該当しません。

第4号の農作業常時従事要件については、現在この農地を全て耕作されておりますので、該当しません。

第5号の下限面積については、現在3万8,818m²を耕作されており、下限面積は十分超えております。

第6号の作地等の転貸については、今回所有権の移転申請のため、該当しません。

最後に、第7号の地域との調和要件ですが、現況と全く変わらないので支障はないものと考えます。

以上のことから、地元委員としては、この許可基準は全てクリアしており特に問題ないと判断し

ておりますが、皆さんの御審議のほどよろしくお願いいたします。

何か御質疑等があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 御質疑がないようなので、採決に入ります。賛成の委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。可決承認されました。

続いて、3番ですが、これも私の案件でございます。

議案第36号の3は、—————今言いました—————されている方ですが——の農地を—————が購入して、耕作規模拡大のため購入したいとする所有権移転の申請でございます。

9月15日に農地の現況確認及び—————にヒアリングをいたしましたので、この結果について御報告いたします。

なお、この農地の場所は、お手元の資料5ページに記載ありますが、—————の南側100mのところ、それから先ほど言いました—————のすぐ南東側100mのところ、それからあとは西側、—————の道のすぐ前から西に行ったところの100mから200mのところ、に点在しております。

このうち、—————は完全に耕作放棄地ですが、これ以外は、一応、草の状況から見まして、保全管理はどなたかがされておられるようでございます。

今年の6月の月例総会にも—————の農地法第3条の案件がありましたが、彼は耕作放棄地の解消や休耕田の減少、今回の田んぼは全部休耕田です。そういったことで、また、さらには—————ですから、インフラ整備も積極的に今地元で行っていただいております。私、地元の委員としては大変期待しているところでございます。

なお、農機具については、前回と同じなので特に確認はしておりませんが、見たところ、大変馬力の大きなキャビン付きの大型トラクターを持っておられます。コンバインも同じです。だから、10町歩ぐらいできるんじゃないかと私は思っているわけですが、耕作放棄地が出てきたら紹介してみようとは思っております。

それでは、第3条の許可基準該当表に基づき検証しましたので、この結果について御報告をいたします。

農地法第3条第2項についてですが、第1号の全部効率利用要件については、長年の耕作放棄地となったものや、あるいは休耕田のため、すぐに耕作はできませんが、現在インフラ整備等で耕作環境を作っておられます。したがって、遅くとも2、3年のうちには効率的に利用されるものと考えております。したがって、私としては該当しないというふうに思っております。

第2号の農業生産法人要件、それから第3号の信託引き受けによる権利取得については、いずれも該当しません。

第4号の農作業常時従事要件については、現在、本人と父母、また——の忙しいときは従業員が応援をするという態勢がとられておりますので、これは該当しません。

第5号の下限面積については、現在1万6,561m²を耕作されており、下限面積は超えております。ただ、この方は、いわゆる田んぼは持っておられますが、先ほどから言いますように、私が農地パトロールで赤にしようという土地を、今回、柳の大きな雑木がいっぱい生えていたんですが、ユンボを入れて全部取り除いて、根っこまで皆取り除いておられます。したがって、まだまだ効率的利用はできないと思いますが、やる気満々ということは間違いございません。したがって、非該当と思います。

それから、農地法第3条第3項の許可基準の第1号、第2号、第3号及び農地法第3条第4項については説明を省略します。

以上のことから、地元委員としては、この許可基準は全てクリアされるものと考えております。皆さんの御審議のほどよろしく申し上げます。

何か御質疑等があればお願いいたします。

○11番 11番、石田です。

今回、2.6ha、大体ですね。今回の分を足したら2.6haぐらいになるんですけど、ほかのお仕事も持っておられるということで、専門じゃない。

○古谷職務代理者 専門じゃないです。

○11番 だとすれば、将来、農業法人とか考えておられるのかなと思って。もっとももっと増えていくようであれば。

○古谷職務代理者 僕もその辺については相談してみようかと思えます。

○11番 ですね。

○古谷職務代理者 従業員がいるでしょう、——の。日頃、社長に聞いたら、1年中見て忙しいんじゃないという。だから、やはり農業が忙しいときは工事を先にやったり後に回したり、そういった方法を多分とられると思うんです。

○11番 県の農業会議とかが法人化、僕も法人化するときかなり支援してもらったんですけど、やってくれるので、ぜひ頼んで。そうやって、やっぱり——とかは造園なんかとセットでやられていますし、そういうのもありだと思うので、そういう形態もですね。教えてあげたらいいんじゃないかなと思って。

○古谷職務代理者 この前、——で、今、さっき言いました柳の木がもう何十本と立っていたところを取り除いてやられたところが、あそこはむしろ果樹園がいいかなというような感じがして

きたので、今おっしゃるようなことがあったら、また相談してみましよう。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 御質疑がないようなのでございますので、早速、採決に入ります。賛成の委員さんの挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございますので、可決承認されました。

次に、4番の担当委員の方は説明をお願いします。

○13番 13番、鹿角です。議案36の4番について報告します。

この案件は、—————の農地を—————が譲り受けられる所有権移転の許可申請です。

場所は、資料の7ページにあります申請地というところの、そこに—————があります。その北側に3筆とも隣接しています。

現地確認は9月10日に中川推進委員と行いました。3筆ともトラクター等で耕した跡がありました。きれいにされていました。

聞き取りを9月12日に電話で行いました。譲渡人の—————によりますと、長年休耕地としておりましたので農地の管理が困難になってきましたということで、知り合いの—————に申請地の譲渡をしたいという話をしたところ、快く譲り受ける返事をいただきましたので、今回譲渡することを決めましたということでした。

また、譲受人の—————によりますと、今までこの申請地を管理していましたが、このたび、—————より申請地を譲り受けてほしいという旨の話をもらいましたので、キクイモを栽培して、ブランド化を目指した栽培拡大の思いがありましたので、—————の申し出を受けることにしましたということでした。

資料8ページの営農計画書にありますように、自宅より申請地までの距離が1.5kmと書いてあります。機械等は2tダンプに載せて作業に向かいますということでした。主として、キクイモの栽培を目指していく考えですということです。

それと、農機具の保有状況は資料の営農計画書のとおりですということでした。ほかにもありませんということでしたが。

次に、農地法第3条第2項各号について説明します。農地法第3条第2項各号の権利移動の制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率利用要件については、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等から見て農地の全てを効率的に使用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び3号の信託要件の規定については該当しておりませ

ん。

第4号農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の下限面積ですが、満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので、転貸要件には該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、今回、権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保には支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。

皆様方の御審議よろしく申し上げます。

○古谷職務代理者 今説明のあったことで、何か御質疑等があればお願いいたします。

○16番 16番の内田です。

——は、これはよその受託作業か何かされるんですか。5反余りぐらいしか作っておられないのに、田植え機3台、トラクター2台、コンバイン3台と、たくさん持っておられるなど思っています。

○13番 いや、これ、ありますと言われたので、電話では。確認に行っていないんですが。

○16番 5反余りでコンバイン3台も要るかな。普通に考えて、受託作業か何かやっておられるのだろうか、あの周辺の。

○13番 実際、やっておられます。

○16番 そうですか。

○4番 余ったような農機具、譲ってもらったりしたんだろう。（発言する者あり）

○16番 いやいや、そりゃいいんですけどね、普通に耕作するのに、これだけのものが要るかと思っただけですよ。

○4番 田んぼもやっておられる。

○11番 ——でも作っておられるね、たしか、——の辺で。

○16番 ——はあれですか、——のほうには農地を持っておられるんですか。

○13番 いや、これだけです。

○16番 ほかに。

○13番 ほかにはないです。

○16番 今回、——は新規ということですか。

○13番 はい。

○16番 そういうことですか。

○4番 そうそう。通常は——です。

○16番 ——にお住まいというのは知っている。

○古谷職務代理者 ほかに御意見ないですか。いいですか。（発言する者あり）何かほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 それでは、ほかに御質疑がないようですので、早速、採決に入りたいと思います。賛成の委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成で、可決承認されました。

続いて、5番の担当委員の方は説明をお願いします。

○14番 農業委員14番の池田圭介です。

議案第36号の5番について御説明いたします。

本案件は、農地法第3条による所有権の移転、土地の譲渡でございます。

令和元年9月10日火曜日、午後2時30分頃、——へ出向き、聞き取り調査並びに現地調査を実施いたしました。

——の土地は——が所有されていますが、この土地を——が購入され、今後耕作していきたいとの案件でございます。

現地はお手元の資料9ページのとおりですが、——を市内より——に向かっていると、——に入ったすぐ左側に——があります。そこから100mぐらい進むと、左側に入る道路があります。その道路を100mぐらい進むと右側に入る道があり、そこを30mぐらい入ると現地はあります。

この田は——のおじいさん、おばあさんの代までは耕作されてきましたが、——は現在、——に住んでおられ、耕作管理することができないため、——にある——という不動産会社に相談されたとのことでした。——の担当の——とは、9月12日火曜日、午前9時頃、電話で確認しております。

この結果、——は、——で——のおじいさん、おばあさんを知っている方に——の田を手放したい旨を相談されたとのことでした。この話を聞かれた——が、自宅の隣接地でもあり、将来耕作放棄地となって雑草等が生えて誰も管理されなくなると——も大変困るので、この際購入し——が管理することにしたとのことでした。

10ページの営農計画書の作物及び計画の欄に稲作を行うと記載してありますので、稲作を行うためにはトラクターのほかに田植え機、コンバイン等が必要ではないですかとお聞きしたところ、必要な作業及びその従事者並びに労力の確保の方法欄に——という名前が出てきますが、——は親戚関係にもあり、今まで彼と協力して稲作を行ってきたし、購入後も同じように

耕作していくとのことでした。

このことから、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件はクリアしていると判断しました。

田植えと刈り取りは——と共同作業で行われますが、春先にトラクターで耕起し、代かき等、田植えができるまでの行程や田植えから収穫までの日々の水管理、畔草の刈り取り等の作業は——がしておられますので、農作業常時従事要件もクリアしていると判断いたしました。

以上により、本案件を農地法第3条の許可基準の照らし合わせますと、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては該当しないと判断しました。

第4号の農作業常時従事要件につきましては該当しないと判断しました。

第5号の下限面積については超えております。

第7号の地域との調和要件につきましては、なしと判断しました。

なお、農地法第3条第2号、第3号、第6号及び第3条3項につきましては、本案件は該当しておりません。

以上により、地元の農業委員としては農地法第3条による所有権移転の許可基準は満たしていると思われませんが、皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○古谷職務代理者 今、説明のあったことで、何か御質疑等があればお願ひをいたします。何かございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 御質疑がないようですので、早速、採決に入りたいと思います。賛成委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成で、可決承認されました。

続いて、6番の担当委員の方は説明をお願いします。

○12番 12番の熊安悦子です。

議案第36号の6番は、譲渡人、——と、譲受人の——による所有権の移転の申請です。

申請者、譲渡人、——との聞き取りを9月9日、朝にいたしました。このとき、——は田んぼに出ておられ、娘さんとお話しし、現在、——は会社勤め、再度、お昼時間に連絡をしてくださいとのこと、——とお話できました。

——と高齢になり、譲受人である——が耕作規模拡大のため、譲ってほしいとの連絡があり、——と——の農地を申請したとのことでした。

譲受人である——へお電話をしましたが、稲刈りで外に出て仕事のため連絡ができませんので、——近くに——の息子さんが自営業でお店を持たれて、これは——

———というお店を———の前に、きれいな何か喫茶店みたいな構えで、喫茶店と間違えそうなおうちでした。

そこへ、———近くに———の息子さんが自営されているお店を持たれていることを———から伺っていましたので、岡田推進委員に御相談し、一緒に———の息子さんが経営されているお店——カーポートとかブロック塀などを作っておられるそうです——に伺いました。

昼間はあいにく留守でしたが、またその日の夕方6時に岡田推進委員とともに事情を伺いましたが、15日日曜日の朝9時に、———の———の倉庫などの確認のため、息子さんもいつも日曜日にお父さんの農作業のお手伝いをしていますということなので、この日も稲刈りの手伝いをするため実家に行かれるとのことで、私も自車で参りました。

譲受人の———は、———に2町、———に5反の田んぼを作っておられます。息子さんたちは———。弟さんは会社勤めをされています。何か家族みんなで日曜、忙しいときはお手伝いをされているみたいです。

土地の所在地は、11ページの———から1kmの———にあります。周りは———や———という立て札があり、1m高さのロープで囲ってあって、中には何もありませんでした。———という近くで、不思議な場所での芋作りだとちょっと思いましたが、許可が出たら、土を入れ替えて芋作りをしますとのことでした。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、これも必要な機械類などから見て該当しないと思われる。

それから、第4号の農作業常時従事要件、これも日曜のたびに息子さんたちお2人、家族の方たちもお手伝いされて、該当しないと考えます。

第5号の下限面積要件、これは2万4,085m²で、超えております。

第7号の地域との調和要件、これは支障ないと思います。

今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えています。

それから、9月15日朝9時から、———、お店を出されている御長男の方の後をついて行ったんですが、約40分から50分。———があります。その山を越えて、もう、すごいところでした。滝がきれいでしたけど。そこを越えて、暗い山道を、細い道でしたけどそこに入って行って、大方、———に近いところまで行く、その場所が———というところとおっしゃっていました。そこで、———は川の水を利用してポンプでくみ上げて機械を洗ったりとかされてきました。その場所に農機具が2つか3つ、倉庫が作ってあって、大きなトラクターがたくさんありました。2つ、3つ、何かたくさんありました。すごいなと思いましたけど。いやあ、いろい

る新品は買えないから、中古をもらってやったりするんだと。時々故障するから大変だともおっしゃっていました。

後で——に、お年は何歳ですかと確認したら——とおっしゃったので、今回申請されている場所で、——の山奥ですね、周りに企業廃棄物とか置くような——の敷地だったりそういうところで、お芋作りをされるんですかと尋ねてみましたら、はい、ずっと芋作りをしますということです。2、3年はされるんですかと確認をしましたら、生きている限り、ずっと芋作りをしますということでしたので、了解いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○古谷職務代理者 はい、御苦労さんでした。

今、説明のあったことで、何か御質疑等があればお願いいたします。——ございませんか。

○11番 推進委員の岡田さんと一緒に見に行かれたということで、岡田さんはあの辺でいっぱい作られているので、御事情もよく御存じだろうと思って。何か言われていましたかね、今回の件については。

○12番 推進委員の岡田さんと一緒に行ったのは、——に御長男が、——がお店を出されているというのを、私どこかわからなかったんですね。

○11番 ああ、それで。

○12番 それで、息子さんにいろいろお父様のことを伺ってみようかと思って岡田さんに連絡したら、お店なら知っているということで、すぐにお店へ行って。だから、岡田さんと私と、その御長男の——が夕方6時に帰ってこられたので、3人でお話ししました。

○11番 岡田さんは、今回取得されることについては何も言われていないですか。

○12番 何も言われなかったです。

○11番 わかりました。

○12番 私が見た感じでは、不思議なところで芋作りをされるんだなということはずごく感じましたので、——に、絶対、本当にこれ続けられるんですかというのは確認いたしました。そして、命がある限りとおっしゃいました。

○6番 ちょっといいですか。実は、私のいところがあるそこに住んでいるんです。あの地域にイノシシが出ますね。芋はダメだそうです。きちんと防護しないとイノシシに芋は食べられるそうです。

それとですね、営農計画書を書いていらっしゃいますが、下に、周辺地域におけるいろんなことについて、「なし」「なし」「なし」と書いてあるけど、やはりそこで作物を作られるわけですね。先日もあそこはイノシシ用の柵を地域の人みんな出てやったんですよ。そういうことは、やっぱりお話ししてあげとかないとね。せっかく入られるから、地域との共生は大事じゃないかと。死ぬま

でされるというのはわかるけど、そういう部分はやはり……。

○12番 そうですね。必ずイノシシは出てくると思います。だから、電気柵をすることをもう一度、もう御存じかもわからないけど、確認しておきます。

○古谷職務代理人 ほかにありませんか。

○3番 その————と————は、何か関係があるんですかね。というのは、なぜその——で、わざわざこの程度の広さの土地で。——へ行けばいくらでもあるんじゃないかなと思うんですけど。

○12番 私も、だから不思議だなと思ったんですよ。

○11番 僕は、実は————と————で（「そうなんですか」と呼ぶ者あり）、——の辺でもともと会社やっていたので。土建業なんですけど。結構あの地域で、土木作業手伝ってほしいときでも協力してくれるので、割と無理がきくというか。例えば、市道からはみ出た草を市役所が半分刈るけど、半分はもう市がお金出せないよと。民地だからという話だから、代わりにただでやってくれたりとか。結構、今までも無理言ってやってもらったり、地元のためにしてくれているので、割と地元じゃ評判いいんじゃないかなとは思ってますけど。

ただ、今回取得されるこの農地の向かい側で、果樹園を作るということで造成をされておりました、前、1回か2回ちょっと延びた。取得のときですね。申請されて、この計画はちょっと怪しいから、申請を延ばしたという経緯が、過去あったと思うんですけど。その造成に携わっておられます。畑地造成ですね。木を植えるということで。

ただ、そこも結局————のときに、そのあたり一帯が川になって、もう土砂が入って、農地に使い物にならないね、やり手もないねという話で彼が頼まれて、取得したみたいなことがあったので。いかななものかなとは思いつつも、しょうがないのかなとも思ったりして。

○12番 2、3年じゃなくて、ずっと芋作りをしますと断言されました。（「それを信じましょう」と呼ぶ者あり）はい信じてあげたいと思います。

○古谷職務代理人 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理人 それでは、採決に入りたいと思います。賛成の委員さんの挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理人 ありがとうございます。全員賛成でございます。可決、承認をされました。

次に、議案第37号に入りますが、事務局より説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書は4ページ、資料は13ページからとなります。

議案第37号農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は1件で、

転用目的は自己用住宅敷地拡張です。

農地区分は、集団農地面積4.4haの農地で、規則第45条第2号に該当する第2種農地です。

—————の場所です。

以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○古谷職務代理者 1番の担当委員の方は、説明をお願いします。

○12番 12番の熊安悦子です。

この議案第37号の農地法第4条の1番は、—————。既存住宅敷地拡張をしたい申請です。

現地確認及びヒアリングを9月9日に、そして、事務局のお2人と石田さんと私の4人で現地確認を9月10日にいたしましたので、この結果について御報告いたします。

現地は、お手元の資料13ページ、14ページのとおりですが、—————より北東に200mのところにあります。

15ページをご覧ください。

現在、庭として使用している所149m²、—————は農地であったため、このたび、この場所を庭として引き続き使用できるよう始末書を出され、申請されています。

申請者—————も現地に来られ、お話を伺うことができましたので、御報告いたします。

—————に家を建てられましたが、—————の場所は農地だったため、今回改めて、庭として使用できるよう申請されたとのこと。御主人は20年前に亡くなりました。資料の13ページにあるように、この農地区分は2種農地です。既存の自宅の南側に隣接している土地で、既に庭として使っておられましたが、改めて農地だったことに気づかれ、始末書を出されたわけです。

16ページに事業計画書、18ページに被害防除計画書も出されています。周辺の営農への支障も考えられないことから、許可基準を満たしていると思われれます。

皆様の御審議よろしく願いいたします。

○古谷職務代理者 今、説明のあったことで、何か御質疑等があればお願いいたします。どなたか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 御質疑がないようですので、早速、採決に入りたいと思います。賛成の委員さんの挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成で、可決承認をされました。

続いて、議案第38号について事務局より説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書の5ページ、資料の19ページからとなります。

議案第38号農地法第5条の規定による許可申請についてですが、議案書7ページ掲載の、受付番号11番と13番及び9ページ掲載の、受付番号18番については、取り下げとなっています。

よって、今回の許可申請件数は16件です。この16件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が6件、建売住宅が4件、進入路が2件、自己用住宅が1件、資材置場が1件、駐車場が1件、貸しビジネスホテル及び貸しコンビニエンスストアが1件です。

まず、受付番号1番は、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積9.0haの農地で、規則第43条第2号に該当する第3種農地です。—————の場所です。

受付番号2は進入路です。農地区分は、集団農地面積9.0haの農地で、規則第43条第2号に該当する第3種農地です。—————の場所です。

次に、受付番号3は、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積9.0haの農地で、規則第45条第2号に該当する第2種農地です。—————の場所です。

続きまして、受付番号4も、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積2.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

次に、受付番号5は、資材置場です。農地区分は、集団農地面積2.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

次に、受付番号6は、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積2.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

続いて、受付番号7も、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積0.6haの農地で、規則第45条第2号に該当する第2種農地です。—————の場所になります。

続く、受付番号8も、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積0.6haの農地で、規則第45条第2号に該当する第2種農地です。—————の場所です。

次の、受付番号9は、進入路です。農地区分は、集団農地面積0.6haの農地で、規則第45条第2号に該当する第2種農地です。—————の場所です。

次、受付番号10は、建売住宅です。農地区分は、集団農地面積4.4haの農地で、規則第43条第2号に該当する第3種農地です。—————の場所です。開発許可申請の準備中となっています。

続いて、次の受付番号11は取り下げとなっていますので、受付番号12ですが、貸しビジネスホテル及び貸しコンビニエンスストアです。農地区分は、集団農地面積1.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請の準備中です。

続きまして、受付番号13は取り下げのため、受付番号14ですが、建売住宅です。農地区分は、

集団農地面積0.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請の準備中です。

続いて、受付番号15も、建売住宅です。農地区分は、集団農地面積2.6haの農地で、規則第45条第2号に該当する第2種農地です。—————の場所です。開発許可申請の準備中です。

続いて、受付番号16は、駐車場です。農地区分は、集団農地面積23.0haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は、施行規則第33条第4号の集落接続です。

次に、受付番号17は、建売住宅です。農地区分は、集団農地面積4.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請の準備中です。

次、受付番号18は取り下げとなっておりますので、最後に、受付番号19ですが、自己用住宅です。農地区分は、集団農地面積0.01haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請の準備中です。

以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○古谷職務代理者 それでは、1番の担当委員の方は説明をお願いします。お聞きしたいんですが、2番、3番と場所が同じなので、一括でできますか。

○9番 議案の38の1と38の2ですね。これを一括してやりたいと思うんですが、いいですかね。

○古谷職務代理者 はい、わかりました。

○9番 それでは初めに、議案の第38号の1について報告をいたします。

この議案は、一旦はこの8月に提出されたんですけど、現地確認をしたんですけどね。そのときに、進入路がないということで、一旦取り下げてもらえないかと言って、購入される方に取り下げてもらったいきさつがあります。それが今回また、議案として上がってきたものであります。

資料については、19ページから24ページの間に記載してあると思いますから、見ながら説明していきたいと思います。

本議案は、—————所有の農地を、—————というらしいですが、—————という会社が取得して、太陽光発電の事業として使用するという議案になります。

場所につきましては、—————、これがちょうど東側、—————ですかね。この間、よく出るんですけど、—————の中にあります。周りは全部、田で、民家はありません。

現地調査につきましては、9月13日の午後、農業委員会の事務局の方が2人、それから小委員長の吉本さん、そして私の4名で行いました。

地主の—————については、9月10日に、—————だったかな、何か家がわからないと言うので、電話でお話を聞いております。—————に聞いた話によりますと、この農地は何十年として農地と

して使用したことはないということで。特に、周りで稲を作っておられる方もいらっしゃるので、迷惑をかけたくないと。そういうことで、——、地元の方に草刈りは年に2回ほどお願いしていたと言っておられます。

今後も、この農地を農地として使用するような計画は全くないということで、今回、——から売電で売ってほしいという話があったので、売却することに決めたと言っておられました。

また、今回購入された——ですが、これについて。代表の方は——というんですが、9月14日に現地でお話を聞いております。——については、既にこの——の支部で1カ所売電の事業を行っておりますが、当初予定していた以上に売電量発電量がものすごく多いというので、こりゃ増やさないといけないといって、儲かるというので、今回、購入すると言っておられました。

なお、——につきまして、今年より定期の川掃除ですね。稲を植えているときに、定期的に川掃除をやるんですけれども、5月と7月、9月、年3回やるんですけれども、これには全て参加していただいております。住まいが、——というところで、掃除の日には、朝早く出ても間に合わないとか迷惑かけるというので、防府のホテルに泊まって、朝早くこの現地に来ていると言っておられます。

3回目の川の掃除につきましては、9月1日に実施する予定だったんですけれども、あいにく雨が降りまして、これは水利組合ではやれないというので中止の電話がかかってきたんですけれども、特別に、水の流れが悪い所があるというので、——、この方の関係者が泊まり込みでおられましたから、3名こっちへ来てもらって、それから、水利の代表1名、そして私の5名で、特に、水の流れが悪い、刈り取りのときに支障があるような所を徹底して、1時間半ぐらいかけて掃除をしていただきました。

それから、議案第38号の2は、機材搬入のための使用貸借による権利の設定です。

資料は、25ページから30ページに書いてあると思いますけど。

この土地については、現在、何の作物も植えておりません。——という方がこの土地の所有者で、この方に聞いたんですけど、私もいずれ太陽光へ売るといふ計画があるということで。それで、いくらこの土地を使われても問題はないから、自由に使ってもらっていいよという承諾を受けております。

以上で、報告を終わりますけど、皆様の御審議よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○古谷職務代理者 今、説明があったことで、何か御質疑等があればお願いします。

○11番 11番、石田です。

——の業者なのに、わざわざ来てから掃除してくれるということで、こういう業者さんばっか

りだったらいいのになあと思いつつ聞いておりました。

この前から、いろんな地域との太陽光を転用するときの約束事ですね、なかなか言っても相手によっては守ってくれないとか、守る気がそもそもないとかいった方もおられるんだろうなと思って。やっぱり、それで全国の状況を見てみると、市単独で条例を作ったり、ガイドライン作ったりしているところもあるんですね。そういうガイドラインの中で、取得しようとする農地から100m以内の所有者の同意を書面で求めたりですね。その同意書には草刈りはちゃんとやりますとか、溝掃除はちゃんと出ますとかまで書いてあるものを出させているような市も見受けられましたので。

防府でも今までもいろいろそういう問題提起してきましたけど、一步踏み込んで、そういうふうな——市単独でガイドライン、今回の県への要望書とかにもそういうこと書いてあるんですけど、県も多分、なかなか動きは悪いと思うので、市独自でそういう先進地の事例を参考にしながら、そういうことも含めてできればいいんじゃないかなと思っている次第です。今回の案件については、ちゃんと出てくださるということで、よかったなど。

以上です。

○古谷職務代理者 ほかにございませんか。——いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 ほかに御質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の委員さんの挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成で可決承認をされました。

続いて、3番の担当委員の方の説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。

それでは、議案第38号の3について報告いたします。

資料については、31ページから36ページまでに記載してあります。

本議案は、——、それから——所有の農地を、先ほど言いました——が取得して売電の事業として使用するという議案であります。

場所につきましては、先ほどと同じ——の地区の中の一角にあります。田園地帯の一角です。現地調査についても、先ほどの議案と同じ、第38号の1と2と同様に、9月13日の午後、関係者4名で行っております。

聞き取りについては、9月11日に地主の——、それから——に聞いております。2名の方ともども農地は所有しておられるんですけども、農業はやられたことは全くありません。今後とも農業をやる気はないし、機械もないということでした。そこで今回、売電事業の計画が持ち上がったのを機に、この土地を売却することに決めたとおられました。家族の方も、どうせ農業

をやるからというので、大賛成であったと聞いております。

また今回、この土地の購入、—————については先ほどお話をしたとおりです。今後も今まで同様、地域の清掃活動には必ず参加するという約束をいただいておりますから、今までどおりやってもらえると信じる限り問題は生じないと、考えております。

以上で、簡単ですが報告を終わります。皆様の御審議をお願いいたします。以上です。

○古谷職務代理者 今、説明があったことで、何か御質疑等があればお願いをします。——いいですか。

○11番 たびたびすみません。ちなみに、先ほど言ったのは、長野県の小諸市とか静岡県富士宮市とかが単独でやっておられますので。

ということでこれ、この広い農地の中の今回の案件ですけど、徐々に太陽光が中に入ってきたなということで。端からやってくれば、歯抜けみたいにならなくていいのにと。思っています。

○9番 いや、この端っかが、ここの土手側というんですか、今、1号で出たほうもずっと今申請はして、この議案を出す段階まで行っているらしいんですけども、まだ銀行側がですね。やはり、ここも皆なるんです。

○11番 そこ、皆なるんですか。

○9番 順番があれなんですけれども、銀行の何か融資が出次第、すぐに農業委員会のほうへ出すと。許可ももう出ているんですって。設置の許可は出ているけど、資金のほうは、というような話を聞いております。

いずれ近いうちに出るんじゃないかと——推測ですけどね。思います。

○古谷職務代理者 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 特にないようですので、採決に入ります。賛成の委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。可決、承認されました。

続いて、4番の担当委員の方は説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。

今から報告します議案の第38号の4、5、6ですね。これは5月で提出された議案ですけども、提出の書類の一部が間に合わなかったために、一旦取り下げになって、今回再度提出されたといういきさつがあります。

それでは、議案第38号の4について報告いたします。

資料については37ページから42ページの間に記載してあると思いますから、ご覧になってください。

本議案は、——が所有されている農地を、——が取得して太陽光発電、売電の事業として使用するという議案になります。

場所につきましては、——の今は——という自治会があるんですけど、——ですか、——に行くほうの大きな道が田の中にできている、あの——のすぐ横。——ですね。——というのがあるんですけどね、その東側の60mぐらい1個田んぼを隔てた所にあります。

現地調査につきましては、9月13日の午後、先ほどと同じメンバー4人で行っております。地主の——には5月にお話を一旦聞いていたんですけど、急遽、取り下げとなったいきさつがありまして、再度お宅を訪問しまして、お話を聞いております。特に5月に聞いた話と変わりはないということで、ここでも同じく農業をやらないということですね。

それから、現在の耕作を依頼している方がかなりの高齢で、そう長くはやってもらえないだろうというので、次の方を見つけるのが大変ということで。特にこの農地については、用水の便が悪い土地なんです。——という大きな川があるんですけどね、——が拡張したような大きな川があるんですけど、そこからポンプで水を引っ張って、水稻やっておられると。そういう関係で、新しい耕作者を見つけるのは無理と判断されて、今回、——に売却することに決められたという話を聞いております。

それから、今回購入される——には9月13日の夕方、会社でお話を聞きまして、——につきましては、売電事業に参入するのは今回が初めてということで、特に経営の多角化のためにやってみたいという話をしておられました。

それからあとは、この土地の南側に農道があるんですけども、この農道の草刈りは——自身でやられるようになっているから、よろしく願いますということで、必ず農道の草刈りはやるという約束をしております。

それから、太陽光発電の担当は、——、——を兼ねていると言っておられましたけれど。——と9月11日に現地でお会いして、設備の設置に当たっては、周りに田はないんですけど、周りの農家の方に迷惑にならないような対策、法面に防草シートを張るとか、全面に防草シートを張る金銭的な余裕はないんですけども、地上げをするから、なるべく雑草対策ができるような資材で地上げ、30cmから50cm程度をやっていきたいということを約束いただいております。

特に、——のところ、今までずっと——も大分、——が——のほう、それから——のほうもちょっと同じようなつくりで防草シートを敷いて、何か割とお金をかけてから設備をやっているなどと思うのがほとんどですから、迷惑のかからないようにやってくれと言っておりますから、大丈夫だろうと思います。

以上で、報告を終わりたいと思いますが、皆さんの御審議よろしくお願いいたします。

○古谷職務代理者 今、説明のあったことで、何か御質疑等があればお願いをします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 特に御質疑がないようですので、早速、採決に入ります。賛成の委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成で可決、承認されました。

続いて、5番の担当委員の方は説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。

それでは、議案第38号の5について報告いたします。

資料は43ページからですね。43から48ページに記載してあります。

本議案は、————の所有の農地を————が取得して、資材置場として使用する、そういう議案であります。

場所につきましては、先ほどとほとんど同じ所ですね。————のすぐ隣。————のほうですね。今、————が資材置場作っている、そのすぐ隣です。

現地調査につきましては、9月13日の午後、先ほどと同じメンバー、関係者4名で行っております。

地主の————につきましては、奥様と5月に面談をして、大まかな話は聞いておりましたが、今回もう一度確認をしようと思い、家庭訪問を何回もしたんですが、どうしても会うことができなかったです。

そこで、先ほどの親戚であります————をお伺いしまして、このことを相談に行ったんです。何遍行ってもおられないけど、どうなっているかと言ったんですけどね、奥様が最近入院して、会うことは多分できないと言われたんです。息子たちも皆、向こうへ行っているといっただけですね。余り根掘り葉掘り聞くこともできないですけど。

それから、御主人がいらっしゃいますねと聞いたんですけど、御主人もちょっと体調が悪く、人とお話しするような状態じゃないから勘弁してやっってくださいという返答をもらっております。

そこで、5月に面談をしたときのお話ですけども、農地は所有しているんですけど、家族の中に農業をやる者もないし、現在、先ほど言ったように、同じ方ですね、耕作してもらっている方が。これもかなり高齢ということで、次の人を探して契約を結ぶのは無理だろうと言っておりました。そこで、今回、————に売却して資材置場として使ってもらうことが、ベストじゃないかと言っておられたんです。5月のときは。

そのことを————にお話ししたところ、間違いは絶対ないと、そういう返答をもらって

おります。時として、——も——の奥様のほうへお見舞いに行かれるらしいんですけど、そのときも、早くこの話が決着したらいいねと、何回も言うておられるようです。

また、今回購入される——とは、9月11日、会社でお話を聞いております。現在、資材置場は保有されているんですけども、この資材置場が従業員の駐車場、そして建設車両の駐車場としても利用しているので、資材が置けるような状態ではないと。現地を見たんですけどね、スペースがもうない、資材はあまり置けないということは実感しております。

そこで、このたび会社に隣接するこの土地を購入して、資材置場として利用できれば、事業の効率化が図れるので、大変いいなと言っておられました。

なお、このことに関して、特に問題はないと私自身考えておりますけど、皆様の御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○古谷職務代理者 今、説明があつたことで、何か御質疑等があればお願ひします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 特に御質疑がないようですので、早速、採決に入ります。賛成の委員さんは挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。可決、承認されました。

続いて、6番。

○9番 9番の光井です。

これで最後になりますけど、議案第38号の6について報告いたします。

資料は49ページからになります。

本議案は、先ほど出た——の持つておられる農地を——ですかね、——なんですかね。——。これ、——が取得してから売電の事業で使用するという議案であります。

場所は、先ほどから何遍も言ひますが、——、——の東側。49ページの地図を見られたら、よくわかると思ひます。

現地調査につきましては、9月13日の午後、関係者4名で行つております。

地主の——については、先ほどお話ししたとおり、このたび直接お話を聞く状態ではなかったということで、5月に聞いたお話をしたんですけど、そのとおりです。農業をやる人もいないし、新たに耕作してくれる人、誰も——ではないねぐらいで。特に水の便も悪い。

以上のことで、この土地を今回、——に売却するというようなことを決めております。

また、太陽光の設置につきましては、先ほど言つた——に同じ日の9月11日、現地でお話を聞いて、特に、雑草にはくれぐれも注意して、周りの方に迷惑のかからない

ような対策をとってくださいということをおっしゃっています。これも同じく盛り土をして、隣で農業をしておられるほうですか、法面については防草シートを全部施工して、周りの方に迷惑のかからないような対策を必ずするという約束をいただいております。

なおこれは、この土地も農道が付いているんですね。川のほうへ農道があるというところで、先ほどの————と同じく、電話で9月17日に、この辺の事情を言いまして、必ず通行の邪魔にならないように草を刈ってくださいと言いましたところ、————もオーケーという返事をいただいておりますから、特に問題は生じないと思います。

以上で、報告を終わりたいと思いますが、皆様の御審議よろしくお願いをします。

○古谷職務代理者 何か御質疑等がある方はお願いしたいと思いますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 特に質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。承認可決されました。

続いて、7番、8番、9番は、私がまた登場します。

これは、関連がありますので、一括して説明しようと思うんですが、いいでしょうかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 それでは、説明をさせていただきます。

議案第38号の7、8、9は、関連がありますので、一括説明をいたします。

このたび、————が太陽光発電設備をするために母親の農地の購入と、また機材等の搬入のため、————の農地を一時使用貸借するための農地転用の申請でございます。

9月13日に吉本小委員長さんと事務局の方と農地の現地確認をいたしました。この件は、6月の月例総会の議案第25号の6で御報告しておりますが、既に————からこのお話が私にありまして、また、——から防府市農業委員会事務局に申請手続等をされて、訪問された都度、当時、私が————に勤務しておりましたので、ここに来られて、いろんな相談や状況の報告等を受けております。

また、近所との若干トラブルがあったわけですが、これについては、法的な見解を含め、事務局の方に相談しながら対応してきております。

また、盆過ぎに、————のお母さん、————ですが、この方がお墓参りに来たということで、私の家に突然来られ、お母さんともお話をしておりますので、この結果について御報告いたします。

当該農地の場所は、お手元の資料の55ページに一括表示されておりますが、————より北側の————にあります。この農地の現況は、草刈り等の保全管理はされておりました。

また、この農地は、先ほど紹介ありましたように、2種農地で、
のところにあり、土地は御本人の土地と母親の農地のため、特に支障はないものと判断いたしております。

次に、農地転用に当たっては、立地基準と一般基準の審査基準がありますが、まず立地基準では、周辺の他の農地では事業目的が達成することができないと判断いたしております。また、一般基準の確実に転用されるかどうかということについては、本人とのヒアリング及び資金計画の内容等から、これは確実に転用されるものと判断いたしております。

それから、周辺の営農条件の悪影響を与えていないかということについては、隣接地に農地がないこと等から、特に支障はないと考えております。なお、私、水利を世話しておりますので、水利に関することや、特にトラブルがないように、御近所とのおつき合いを十分にやりなさいと、都度、
にお話をして、
から、わかりましたということをお願いしております。

したがって、地元民としては、この審査基準はいずれもクリアしているものと判断いたしておりますが、皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

今の説明で、何か御質疑等があればお願いいたします。はい。

○11番 11番、石田です。これ南向きに光が行くと思うんですけど、御近所への説明などは、了解はとられていますでしょうか。

○古谷職務代理者 最初に、今全部関連するところにはお話をされたそうです。そのときは、皆
というのをもともと地元の人で、私と同じ集落ですから—それでお話をされたときは、全員がOKということで受けられたんですが、実は、ある方が、境のところを1mぐらいちょっと欲しいんだと言われて、それで、それはいいですよになったんですが、いわゆる、お互いですよで済めばいいんだけど、測量してやらないといけませんよね。これに高額な金がかかるということで、それをどちらが払うかということでちょっとトラブってしまって現在に至っているんですが、これは、太陽光を建てることとちょっと要件が違いますので、事務局とも相談しながら、農地法に関係することじゃないので、一応このままでいきましょうということなんです。

ただ、私とすれば、地元ですから、この1mを譲り譲らないではなくて、利用してもいいよという、その土地を利用する権利を与えるということが出来ますので、そういうほうに最終的には持って行ってあげたらいいかなとは思っております。

以上でいいですか。

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○1番 パネルの角度がちょっと違うんですが。

○古谷職務代理者 これはですね、あくまでも家の近くのやつは10度なんです。これはもう絶対で、ちょっと傾斜のところは、角度を落としてということで10度にもなっています。特に影響が

ないところは、20度でないと、やっぱり受けるあれは違うそうです。だから、それは十分配慮せよということで、実は10度にさせたというのはそういうことです。トラブってはいけないからですね。だから、まぶしくない所とまぶしい所があるんです。その辺は立地条件でちょっとやってもらってますね。

○1番 それと、65ページでちょっと空いている部分があるような気が……。

○古谷職務代理者 どこが空いていると。

○1番 パネルの横。空き地が残るといような状況は……。前、県に問い合わせに行っていた頃、よく指摘を受けた気がするんですけど。空いている部分の面積はどれぐらいあるのかと……。

○事務局 すみません、事務局から。こちら南側に宅地がありますので、その影が影響がありますので、こういった場合、常設審議会とかでも、この南側斜線の影響があるという、宅地の影の影響があるので設置できないという理由で許可をいただいております。

○1番 わかりました。

○古谷職務代理者 これ同じ私の集落ですので、自治会がものすごい神経使って、もしかしたらどうしようかと思って大変悩むんですけどね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 ないようですので、それでは、採決に入ります。賛成の委員さんの挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。可決承認いたしました。

それでは、次に、10番の担当委員の方は説明をお願いします。

○12番 12番の熊安悦子です。議案第38号農地法第5条の10は、譲渡人、———と———の農地を———が譲り受けて建売住宅を建築するため、所有権の移転をしたいという申請です。現地確認及びヒアリングを9月9日に、また9月10日に事務局お2人と石田さん、私の4人で行いましたので、その結果を御報告いたします。

現地は、———の———の自宅の西隣の田んぼです。73ページ、74ページをご覧ください。75ページにあるように、この農地は第3種農地で、集団農地面積4.4haで、生活面でも利便性が良く、開発許可申請中です。1,499m²、約454坪の農地で、北側に4.41m幅の公道に面しており、他の田んぼへの影響はないようです。76ページに事業計画書、建売住宅木造平屋建て5軒分の住宅が建設予定です。78ページに、被害防除計画書が出されています。現地視察では、———の奥さんも現地に出てこられました。———は、現在、会社勤めだそうで、1,490m²の田は雑草地になっていました。譲渡人の———と———は

御兄弟です。皆様の御審議、よろしくお願ひいたします。

○古谷職務代理者 今、説明があったことで何か御質疑等があればお願ひいたします。何かございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 御質疑がないようですので、早速、採決に入ります。賛成の委員さんは挙手をお願ひいたします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。承認可決されました。

続いて、11については、これは今日、取り下げになりました。

それから、12について、これは、私が担当ですので、私から説明させていただきます。

議案第38号の12は、————の農地を————が貸ビジネスホテル、貸コンビニエンスストアを建てるため、所有権移転をしたいとする申請でございます。

9月13日に吉本小委員長さんと事務局2名の方で農地の現地確認をいたしました。また、9月14日に事務局より————、そして————の電話番号がわからないということと、またこのたびのこの件を承知しておられるということから、————、この方に電話にてヒアリングをして、私がいろいろと質問をした結果、9月17日にファックスで回答を得ましたので、この結果について御報告をいたします。

当該農地の場所は、お手元の資料の85ページのとおり、————より南側約200mの————にあります。農地の現況については、今回は、一応保全管理はされておりましたが、この土地は、私が農業委員になる前から随分長い間、耕作放棄地になっていた農地でもあります。

それから、————の定款、これ営業ができるかどうかということと、それと営業の状況、売り上げがどういう状況なのか、また資金繰りはどうなのか、またその土地選びの交渉計画等について、————のほうに連絡していたファックスが送信されましたので、この内容をチェックしたところ、まず、定款の第2条3に、不動産賃貸及び管理の規定等があつて問題ありませんでした。営業状況については、売り上げ関係ですが、去年は1,000万円とちょっと低いかなと思います、売上高があるということでございます。

それから、資金繰りについては、皆さん御存じの、————が親会社でございます。これから融資を受けるということになっておりますので、問題ないかなということでは判断していません。

この申請農地は、第2種農地のため、農地転用に当たっては2つの審査基準があります。まず、立地基準では、周辺の他の土地では事業目的を達成することができない場合は良いという規定があります。一般基準では、確実に転用するかどうかということについては、親会社からの支援もあつ

て、確実に転用されるものと判断いたします。

それから、周辺の営農条件に悪影響を与えないかということにつきましては、地元の水利組合、それから私も含めて、一応了承しております。したがって、特に支障がないものと判断いたしております。

したがって、地元委員としては、これらの審査基準はいずれもクリアしているものと判断いたしておりますが、皆さんの御審議のほど、よろしく願いいたします。なお、貸コンビニエンスストアは既に——が入居するように予定が入っております。

今、御報告したことで、何か御質疑等があればお願いをします。何かないでしょうか。

ここは、本当に大変困っていた、ちょっと油断すれば木みたいなのが大きくなりますので。持ち主は——の方かな。最近は保全管理をしていた状況です。

何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 特に御質疑がないようですので、採決に入りますがいいですか。それでは、賛成の委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ですので、可決承認されました。

次に、13番は、今日取り下げになりましたので、私の担当ですが、説明は省きます。

次に、14番の担当委員の方は説明をお願いします。

○11番 11番の石田です。参考資料99ページをお願いします。この案件ですが、5月に一度、別の不動産会社が開発行為をするということで、一度、農業委員会を通っている案件なんですけど、その後、地元でその不動産会社といろいろありまして、撤退されることになり、このたび——がその代わりを引き受けられたということで提出されたものでございます。

特に以前、許可を皆さんからいただいたときと変わった内容は全くございません。

以上です。皆様の御審議お願いいたします。

○古谷職務代理者 今、説明があったことで、何か御質疑等があればお願いをします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 特に御質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。可決承認されました。

次に、15番の担当委員の方は説明をお願いします。

○11番 引き続き御説明をさせていただきます。

本案件は、場所については、————のすぐ南側になります。ここをお持ちの————
————なんですけど、最近はもう————にお父さんが亡くなられて以降は、ずっと休耕田にし
ておられて、草刈りは御自身でされていたそうです。草刈りも大変な中、一部、今回、現地確認と
いうことで事務局と一緒に、10日に行ったんですけど、一部だけ野菜が、畝が作って植えてあり
ました。周辺の農地は全部作られていない、草が生えている状態です。

このたび、将来どうしようかと思っていたところ、————から宅地開発がしたいか
ら譲ってくれないかというお話があったということで、将来的にも作れる見込みがないから、売却
されることにされたそうです。

なお、ここは、————のほうから入る道はないんですけど、今回の申請が出ている農地の南側の
ほうが開発地、宅地になっておりまして、そちらのほうから道を付けられるということでございま
した。

特に支障はないかと思えます。皆様方の御審議をよろしくお願ひします。

○古谷職務代理者 今、説明があったことで何か御質疑等があればお願ひをします。どなたかござい
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 特に御質疑がないようですので、早速、採決に入ります。賛成の委員さんは挙手
をお願ひいたします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。承認可決をされました。

続いて、16番の担当委員の方は説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。これが最後です。この案件は、————という————
————があるんですけど、そこからちょっと————の筋に入ったところの田んぼを、————が————
————の登山者用に駐車場を整備したいということで購入し、整備しようとしているものでございます。

この————につきましては————で、この農地のすぐ目の前のお宅にお住まいですけど、もう
何年も耕作されておらず、自分でも管理ができないので、そのもう一個、山手側にある————と
いうお宅のおじいちゃんに頼んでこの田んぼは今まで耕したりして、守りはしてもらっていたもの
ですが、このたび、————から、駐車場にしたいというお話があったので、それはよいことだと思
い、手放そうと決意されたとのことでございました。

————のほうですけど、この駐車場を整備するというのは、本年の当初予算にも予算が計上されてい
たんですけど、今、————で年間、大体1万3,000人ぐらい登山客が来られているというこ
とで、その割には駐車場がかなり狭いということで、周辺の路上駐車とか結構されて、そのまま上
がられる方もいらっしゃるということで、地元では問題になっていたんですけど、このたび、そこ

を盛り上げていきたいという一の思いもありまして、地元と一緒に整備してくれることになった次第です。

以上です。皆様方の御審議、よろしく申し上げます。

○古谷職務代理者 今、説明があったことで何か御質疑等があればお願いいたします。

○6番 ————のことじゃないですが、現在、駐車場がありますよね、————。あれの位置からどのぐらいになる。

○11番 あれから500mぐらいですかね。

○6番 北ですか。

○11番 北です。まだ——より。

○6番 私も10回くらい山に登るから。

○11番 ぜひ、今後はここにとめて。上り口が何方かあって、ここから、この駐車場のすぐ目の前から上がるルートと、——というルートと、あと——とか——とかですよ。（発言する者あり）——の前にね。そうそう。結構ぱんぱんで、とめる場所がないので。

○古谷職務代理者 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 御質疑がほかにないようですので、採決にいてもいいですね。それでは、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ですので、可決承認されました。

次に、17番の担当委員の方は説明をお願いします。

○12番 議案第38号の17番は、————の農地——と————の合わせて1,658m²を——の————が譲り受け、所有権の移転をし、建売住宅を建設するための申請です。

現地確認及びヒアリングを9月9日に、また事務局お2人と石田さんと私4人で現地確認を9月10日に行いましたので、その結果を御報告いたします。

現地は、先ほどの議案37号の1番の————の田んぼです。117ページをご覧ください。ここに記載されてある————は、————の御主人名ですが、現在は————名義になっています。20年前に御主人が亡くなっていますので、申請地は、————近くで、——に200mのところ。————の西隣の農地——と————を合わせて1,658m²、約501坪を建売住宅用として譲受人の————が所有権の移転を申請され、この農地は第2種農地でいずれの法令にも該当しない農地です。

120ページに事業計画書、6軒の建売住宅木造平屋建てを建設予定です。122ページには被

害防除計画書があります。この農地は、日当たりもよく、南側には6 m幅の公道に面しています。周囲に田んぼもありますが、平屋建てですので、日照権などの問題はないかと思われます。

一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断いたします。皆様の御審議、よろしくお願いたします。

○古谷職務代理者 今、説明のあったことで、何か御質疑等があればお願いたします。どなたかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 御質疑がないようですので、早速、採決に入ります。賛成の委員さんは挙手をお願いたします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。承認可決されました。

次に、18番については、先ほど説明がありましたように、取り下げられております。

次に行きます。19番の担当委員さんの説明をお願いします。

○16番 16番の内田でございます。三輪委員さんがお休みでございますので、私が代わりに御報告させていただきます。

——地区の自己用住宅への一部宅地転用の申請でございます。9月の11日に事務局が2名、原田委員さんと私とで現地確認をさせていただきました。現地は133、134ページですが、——から南のほうへ——に行くんですが、——という字名のところでございます。135ページのマーカー部分でございますが、黄色い部分は、今回宅地として278m²あるんですが、これを——にお住いの——から——が買われたということです。購入されたんですが、進入路がないんですよ。だけど、この前に、この一角全てが——の御実家だったところなんです。この——いうんですが、この方、私の——なんですが、一人娘さんで、ずっと——で結婚されて、御両親も亡くなって、もうこちらへ帰られることはないんです。何十年も帰っていないんです。

で、古いお宅があったんですが、これも解体されて、こういうふうに住地を分譲して売りに出されたんです。で、真っ先に買われたのが、ここにある——というですかね、——。こういう方が先に道路側を買われたんですよ。その奥地を買われて、今回、申請が出ているのが畑地なんです、ここの部分だけが。だから、この畑地を宅地申請して、進入路として利用して、この宅地へ入るということでございます。

周辺は全て道路の両側には住宅が、旧お宅がたくさん並んでおりますので、136ページの事業計画も問題はないと思います。担当委員として何ら異論はございません。皆様方の御審議をお願いたします。

○古谷職務代理者 今、説明のあったことで何か御質疑等あればお願いします。

○11番 11番、石田です。転用目的のところが自己用住宅と書いてあるんですけど、進入路ですよ。

○16番 自己用住宅ですが、進入路ですよ、実際には。でも、これ宅地として利用されるので、随分広い進入路なんです。原田さんと見ましたら、進入路としたら十分広い、いくらでもすれ違いができるぐらいの幅があります。だから、宅地として、宅地の一部として。

○11番 宅地、道路じゃなくてね。

○16番 だから、前のお宅は立派なお宅が作っておられますので、たまたまここが残っていたんでしょね。以前、この案件じゃなくて、ここの申請が出たところは、古いお宅が、———のお宅があったときに、ここはミカン畑だったんです。これ、古いお宅を社宅として借り受けるというのが、前に案件が出たんですよ。で、これ社宅にするということで、これ全部を駐車場にしたら、全部が宅地になりますので、そういう案件が何年か前に出た、4年ぐらい前ですかね。

これはもうポシャってしまって、そうすると、———は全部これを売りに出されたということです。だから、ここの一角全て、宅地です。

以上です。

○古谷職務代理者 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 それでは、ほかに御質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。可決承認されました。

それでは、次の議案第39号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書10ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第39号につきましては、令和元年9月26日広告予定の利用権設定の申請が1件提出されております。農地の集積面積は102m²でございます。内容としまして、使用貸借権の設定が1件、更新が1件となっております。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○古谷職務代理者 今、説明がありましたが、何か御質疑のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 特に御質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。承認可決いたしました。

審議事項は以上ですが、次に、報告事項として、第48号から第52号までありますが、何か総括して、御質疑等があればお願いをします。特に何かありませんか。

事務局で何か注釈することがあれば。別にないですか。

それでは、これで議案の審議は終わりです。

午後3時57分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 9月19日

議 長 古谷 修造

署名委員

署名委員